

業務仕様書

1 業務名

札幌市若年期の女性を対象とした支援に関するヒアリング等調査業務

2 契約期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

3 目的

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書（令和2年（2020年）3月札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会）」において、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設が提言されている。

10代から20代に見られる様々な諸課題へ支援の枠組みは、札幌市はもとより、国の施策としても不足している状況にあるため、婦人保護事業と児童福祉法に基づく支援の狭間にある若年女性が抱える様々な困りごとを把握し、今後の事業構築に向けた課題等について基礎資料を得ることが本事業の目的である。

本事業とは別に、10代後半から20代の女性を対象としたインターネット調査を別途予定しているが、これに加え、より深い情報、考察を得るために、本事業で個別ヒアリング調査及び各種統計データの整理・分析を行う。

4 ヒアリング調査

(1) 調査対象者

ア 下記の15歳（※中学生を除く）～29歳の女性 5名程度

高校中退や家出経験のある方、性暴力や虐待等の被害に遭った方、その他行政、児童相談所、地域等とのつながりがなく、社会的支援の対象となっていない方

イ 上記アの女性と関わりのある団体 5団体程度

ウ 上記調査対象者は、委託者との協議の上、決定する。

(2) 業務の範囲

ア ヒアリング調査書作成

受託者は、ヒアリング調査書を作成し、内容について市の承認を得ること。

イ ヒアリング調査実施

受託者は、ヒアリングに際し、ヒアリング調査書を必要部数準備し、ヒアリング調査対象者である個人、団体に対しヒアリング調査を実施する。

ヒアリングは、対面での実施を原則とするが、対象者によっては、書面実施もあり得る。なお、対面で実施する場合は、原則として対象者と同性の者がヒアリングを行うこと。

ウ ヒアリング調査結果報告書作成

受託者は、ヒアリング調査結果を整理し、報告書を作成する。報告書の内容、様式について、事前に市の承認を得ること。

エ 謝礼

ヒアリング対象者には対象者1名又は1団体当たり 3,000 円の謝礼を支払うこと。

5 各種統計データの整理・分析

15 歳（※中学生を除く）～29 歳の女性に関する就業（就学）形態、妊娠件数、人工妊娠中絶件数、犯罪件数等の 15 項目程度の統計データについて全国、北海道、札幌市（※）毎に過去5年間分について整理し、データの分析を行うこと。なお、統計データの具体的項目は委託者との協議の上、決定する。

（※）北海道とは別に札幌市の統計データがない場合は省略

6 報告書の作成

上記4、5の内容に加え、本市が提供する10代後半から20代の女性を対象としたインターネット調査及び先進事例調査の調査結果を合わせて、調査報告書を作成すること。

7 提出成果物

下記の電子データ一式を納品すること。

名 称	数 量	形 式	備 考
発言録データ（※）	1 枚	CD-ROM 又はDVD	Word データで納品
調査報告書	1 枚		Word データで納品 集計表及び図表については、Excel データも納品
調査報告書	100 部	印刷物（A4 判）	

（※）書面等で実施する場合は不要

8 スケジュール

令和2年 9月下旬 調査内容決定
9月下旬 ヒアリング対象決定、依頼文送付
10月上旬～11月上旬 個別ヒアリング調査実施
令和3年 1月下旬 調査報告書、業務完了報告書提出

9 契約金額の支払い

契約金額は、当該業務の完了後検査を行い、検査合格後に一括で支払う。

10 権利関係

(1) 本業務における制作物の取扱

ア 本業務の履行における作成物の所有権は、すべて札幌市のものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡するものとする。

(2) 知的財産権の使用について

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 前項アにかかわらず、札幌市がその方法を指定した場合は、この限りではない。

11 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」（別紙）に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者との協議し承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載

の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(6) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について本市と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。